

栄養教諭免許状を持っている方の 修了確認期限・有効期限について

栄養教諭免許状を持っている方の免許の更新期限は、免許状の授与を受けた時期により異なります。
以下のチェック表で、お持ちの免許状の更新期限を確認してください。

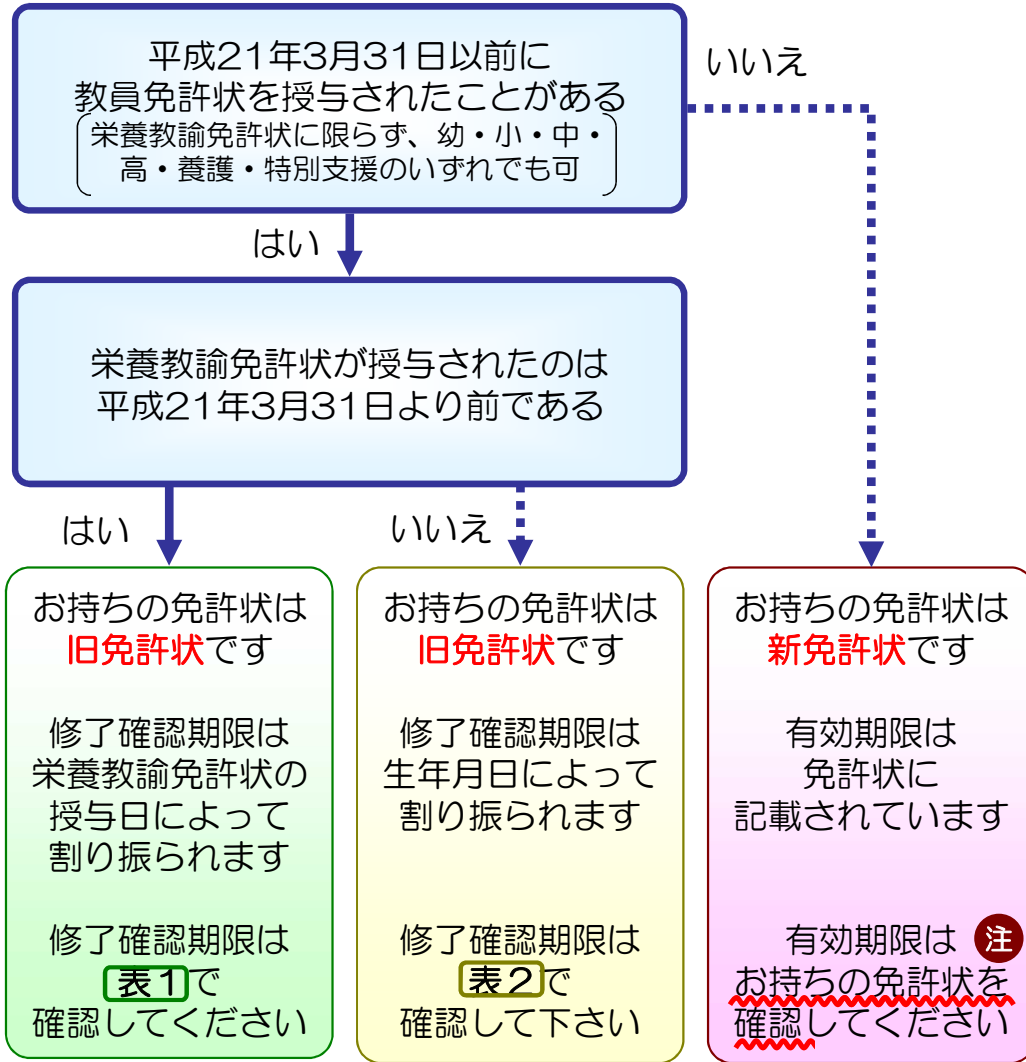


表1 旧免許状所持者のうち栄養教諭免許状を
平成21年3月31日以前に授与されている場合

栄養教諭免許状の 授与日	最初の終了確認期限	免許状更新講習の受講期 間・修了確認申請期限
平成18年3月31日 以前	平成28年3月31日	平成26年2月1日～ 平成28年1月31日
平成18年4月1日～ 平成19年3月31日	平成29年3月31日	平成27年2月1日～ 平成29年1月31日
平成19年4月1日～ 平成20年3月31日	平成30年3月31日	平成28年2月1日～ 平成30年1月31日
平成20年4月1日～ 平成21年3月31日	平成31年3月31日	平成29年2月1日～ 平成31年1月31日

表2 旧免許状所持者のうち栄養教諭免許状を
平成21年4月1日以降に授与されている場合

	生年月日	最初の終了確認期限	免許状更新講習の受講期 間・修了確認申請期限
第1 グループ	昭和30年・40年・50年の 4月2日～翌年4月1日	平成23年3月31日	平成21年4月1日～ 平成23年1月31日
第2 グループ	昭和31年・41年・51年の 4月2日～翌年4月1日	平成24年3月31日	平成22年2月1日～ 平成24年1月31日
第3 グループ	昭和32年・42年・52年の 4月2日～翌年4月1日	平成25年3月31日	平成23年2月1日～ 平成25年1月31日
第4 グループ	昭和33年・43年・53年の 4月2日～翌年4月1日	平成26年3月31日	平成24年2月1日～ 平成26年1月31日
第5 グループ	昭和34年・44年・54年の 4月2日～翌年4月1日	平成27年3月31日	平成25年2月1日～ 平成27年1月31日
第6 グループ	昭和35年・45年・55年の 4月2日～翌年4月1日	平成28年3月31日	平成26年2月1日～ 平成28年1月31日
第7 グループ	昭和36年・46年・56年の 4月2日～翌年4月1日	平成29年3月31日	平成27年2月1日～ 平成29年1月31日
第8 グループ	昭和37年・47年・57年の 4月2日～翌年4月1日	平成30年3月31日	平成28年2月1日～ 平成30年1月31日
第9 グループ	昭和38年・48年・58年の 4月2日～翌年4月1日	平成31年3月31日	平成29年2月1日～ 平成31年1月31日
第10 グループ	昭和39年・49年・59年の 4月2日～翌年4月1日 昭和60年4月2日以降	平成32年3月31日	平成30年2月1日～ 平成32年1月31日

※新免許状：平成21年4月1日以降に授与された、有効期限のある免許状。

※旧免許状：平成21年3月31日以前に授与された有効期限のない免許状。

旧免許状所持者であれば、平成21年4月1日以降に新たな免許を授与されても、その免許状には、有効期限は付されません。

注

新免許状所持者の場合、複数の免許状を持っていると、その中で最も遅い有効期限がすべての免許状の有効期限になります。

そのため、栄養教諭免許状を授与された後に、取得した教員免許状がある場合には、そちらの免許状の有効期限を確認してください。

教員免許状の更新の流れ（栄養教諭向け）

免許状更新の流れは、大まかに以下の流れとなっています。

◆ 旧免許状所持者の場合 ◆

持っている免許状の
修了確認期限を確認する

ホームページ等で免許状更新講習の
開設情報をチェックし、申し込む

免許状更新講習を受講する
・必修領域 12時間以上
・選択領域 18時間以上

講習の開設者から
履修（修了）証明書の送付を受ける

勤務先が所在する都道府県教育委員会に
修了確認期限の**2ヶ月前までに**
更新講習修了確認の申請を行う

都道府県教育委員会から
更新講習修了確認証明書の送付を受ける

次の修了確認期限まで
持っているすべての免許状が有効となる

免許状更新講習は、大学等で開設されています
文部科学大臣の認定を受けた免許状更新講習は文部科学省HPで確認可能です

文部科学省のHPでは申し込み手続きはできません
ので、手続き等詳細は各開設者のHP等をご確認ください

選択領域の講習を選ぶ際には、「栄養教諭」を対象とした講習を18時間分選択する必要があります

「教諭」もしくは「養護教諭」のみを対象とする講習を受講しても更新手続きができません

必ず文部科学省HPに掲載している一覧で、「対象職種」を確認してください

大学等から送られてくる証明書には2種類あります

・**修了証明書**:必修12時間以上、選択18時間以上を含む、あわせて30時間以上の講習の修了を一括で証明する場合

・**履修証明書**:上記以外の場合。複数大学で分けて講習を受講した場合などに発行される

履修（修了）証明書が送られてくるだけでは、免許状の更新は終了しません。

大学から送付されてきた証明書を添えて、各都道府県教育委員会に申請を行ってください。
(指定の様式等、手続きの詳細は教育委員会にお尋ねください)

◆ 新免許状所持者の場合 ◆

持っている免許状の
有効期限を確認する

ホームページ等で免許状更新講習の
開設情報をチェックし、申し込む

免許状更新講習を受講する
・必修領域 12時間以上
・選択領域 18時間以上

講習の開設者から
履修（修了）証明書の送付を受ける

勤務先が所在する都道府県教育委員会に
有効期間満了日の**2ヶ月前までに**
有効期間更新の申請を行う

都道府県教育委員会から
有効期間更新証明書の送付を受ける

更新を申請した免許状の
有効期限が更新される

2年2ヶ月前～2ヶ月前までの間
修了確認期限の間

2年2ヶ月前～2ヶ月前までの間
有効期限満了の日から